

用語の解説

通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」として扱います。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下の区分などで表章しています。

区分	内容
総数(夜間人口) (常住地による人口) (a)	(a) 調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もしていない (b)	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業 (c)	常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外の自市区町村で従業・通学 (d)	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学 (e)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者
自市内他区で従業・通学 (f)	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が横浜市中区の場合
県内他市区町村で従業・通学 (g)	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が川崎市川崎区の場合
他県で従業・通学 (h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」 (i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）であるが、市区町村名が不明又は外国の者
従業地・通学地「不詳」 (j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※調査期間中の労働力状態が不明の者も含む

総数(昼間人口) (従業地・通学地による人口)		(k) 当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例：A市の昼間人口] $A \text{市の昼間人口} = A \text{市の夜間人口} - A \text{市からの流出人口} + A \text{市への流入人口}$ [表章地域] 全国、区 $(k) = (b) + (c) + (d) + (i) + (j) + (l) + (m) + (n)$ 都道府県 $(k) = (b) + (c) + (d) + (f) + (g) + (i) + (j) + (n)$ 市町村 $(k) = (b) + (c) + (d) + (f) + (i) + (j) + (m) + (n)$
	うち自市内他区に常住 (1)	21大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
	うち県内他市区町村に常住 (m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村の者
	うち他県に常住 (n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者
流出人口 (o)		当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 $(o) = (h)$ 市町村 $(o) = (g) + (h)$ 区 $(o) = (f) + (g) + (h)$
	流入人口 (p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 $(p) = (n)$ 市町村 $(p) = (m) + (n)$ 区 $(p) = (l) + (m) + (n)$
昼夜間人口比率 (q)		夜間人口100人当たりの昼間人口の比率 $(\text{昼夜間人口比率} = \text{昼間人口} / \text{夜間人口} \times 100)$ $(q) = (k) \div (a) \times 100$

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動は考慮していません。
- ③ この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年調査以降と異なります。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22年及び27年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年調査から設けています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区分	内容	備考	
通勤・通学者のみの世帯	世帯員の全てが通勤・通学者である世帯		
通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この3つの分類は、平成2年調査から用いている	
通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯		
通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯		
その他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯		
通勤・通学者以外の世帯員構成の	高齢者のみ	65歳以上の人のみ	
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ	
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ	
	幼児のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は、「その他」に含んでいる
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	女性のみ	6～64歳の女性のみ	
	その他	上記以外	